

---

プロジェクト **四半期報告書制度の見直しへの対応**

項目 **四半期報告書制度の見直しに関連する課題への対応**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、四半期報告書制度の見直しに関連する課題への今後の検討方針についてご意見を伺うことを目的としている。

## II. 残された課題

2. 四半期報告書制度の見直しに関連する課題として、今後、次の項目を検討することが考えられる。

- (1) 四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発の要否
- (2) 中間会計基準等に関連する他基準修正への対応

### (四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発の要否)

3. 2023 年 11 月に金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立し、金融商品取引法上の四半期開示義務が廃止されたことを受け、ASBJ は改正後の金融商品取引法に従って新たに中間財務諸表を作成する場合の会計処理及び開示について検討を行い、2024 年 3 月 22 日に企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」(以下「中間会計基準」という。)及び企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下合わせて「中間会計基準等」という。)を公表した。
4. 中間会計基準等では、開発にあたっての基本的な方針として、改正後の金融商品取引法に基づく半期報告書制度を前提としたため、期首から 6 か月間を 1 つの会計期間(中間会計期間)とする中間財務諸表に係る会計処理を定めることを原則としていた。また、中間財務諸表の記載内容が従前の第 2 四半期報告書と同程度の記載内容となるように、基本的に企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下合わせて「四半期会計基準等」という。)の会計処理及び開示を引き継ぐこととしていた。
5. 前項の方針により多くの取扱いは、四半期会計基準等の定めをそのまま引き継いで

いる。ただし、期首から6か月間を1つの会計期間(中間会計期間)とした場合と、四半期会計基準等に従い第1四半期決算を前提に第2四半期の会計処理を行った場合とで差異が生じる可能性がある項目については、改正後の金融商品取引法の成立日から施行日までの期間が短期間であることから、会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じないよう従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを定めており、そのうち一部の項目については、経過措置として定めていた。

6. 前項のとおり、中間会計基準等は短期的な対応として改正後の金融商品取引法に従って新たに中間財務諸表を作成する場合の会計処理及び開示について定めているが、上場会社の観点からは四半期決算短信と中間財務諸表は連続したものとして作成することから、同じ会計基準等に基づいて中間決算と四半期決算を行うべきであるとの意見が聞かれていた。
7. 前項の意見を踏まえると、短期的な対応として中間会計基準等を開発した後に、四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発を行うニーズがあると考えられ、この基準の統合の方法には複数の方法が考えられることから、公開草案の公表時に、今後の基準開発の方向性についても意見を募集していた。
8. 公開草案の意見募集では、今後の基準開発の方向性について次の意見が寄せられた。
  - 中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した期中財務諸表に関する会計基準等を開発し、企業の報告の頻度(年次、半期、又は四半期)によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用するという提案に賛成する意見
  - 提案に反対し、中間財務諸表にも現行の四半期会計基準等をそのまま適用できるように改正するという代替案を提案する意見
  - 中間会計基準等と四半期会計基準等の統合の提案に賛成する意見の中にも、中間会計基準等に定められた経過措置の恒久化を求める意見
9. 前項のとおり、寄せられた意見はいずれも中間会計基準等と四半期会計基準等を統合することには反対していないものの、統一の方法に関しては様々な意見があるため、中間会計基準等と併せて公表した「公表にあたって」では、公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、今後検討を行う予定であるとしていた。
10. 前項を踏まえ、残された課題として今後検討を行うことが考えられる。

**(中間会計基準等に関連する他基準修正への対応)**

11. 会計基準の改正等に伴う他の会計基準等の改正又は修正については用語への置き換え等により対応することが一般的であるが、中間会計基準等では、改正法の施行日までの期間が非常に短く、従前の四半期の実務を変更しないこととしたため、他の会計基準等に四半期財務諸表に関する定めがあるときに中間財務諸表に関する定めを読替える取扱いを定めていた。
12. 公開草案に寄せられたコメントの中には、他の会計基準等の具体的な読替方法についての質問や明確化についての意見が寄せられていた。また、次のとおり、他の会計基準等において中間会計期間の取扱いが定められている場合に、中間会計基準（第1種中間財務諸表）でも適用されるかどうかの明確化を求める意見も寄せられていた。

中間適用指針（案）において、固定資産の減損会計に係る取扱いが必ずしも明らかではない箇所があるので、既存の会計基準等を改正するか、結論の背景等に記載を追加することで、その取扱いを明示すべきと考えられる。

（理由）

企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第63項では、中間会計期間において減損処理を行った資産に係る取扱いが定められている。しかしながら、当該取扱いについて、中間会計基準に準拠して作成される中間財務諸表に適用されるかどうか、必ずしも明らかではない。

13. 前項の寄せられたコメントを踏まえ、中間会計基準等では、「他の会計基準等の読替えにあたっては、従前の四半期の実務を変更することを意図していないことに留意する必要がある」という記載を追加することで対応していた。
14. しかしながら、第12項の寄せられたコメントを踏まえると、中間会計基準等の読替えの取扱いについては、他の会計基準等において用語の置き換えを行うだけでなく、他の会計基準等における中間会計期間の取扱いについて現行の会計基準等で取扱いが明らかでない項目の明確化についても対応することが、関係者の利便性を図ることにつながると考えられる。
15. 前項のうち、中間会計基準等に関連する他の会計基準等における用語の置き換えについては、今後、仮に四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等を開発することとなった場合に、統合した会計基準等で期中会計期間等の用語を用いたときは、再度の用語の置き換えが必要となり、他基準修正を二度行うこととなる可能性があると考えられる。
16. 一方、他の会計基準等における中間会計期間の取扱いについて、現行の会計基準等

で取扱いが明らかでない項目の取扱いを検討することに関しては、今後、仮に四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等を開発することとなった場合であっても手戻りは生じないと考えられる。また、検討には一定の時間を要する可能性があると考えられる。

### **III. 事務局の提案**

17. 本資料第2項の残された2つの課題のうち、四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発の可否については、様々な意見が寄せられていることから、中間会計基準等の適用状況を踏まえ今後検討することが考えられる。
18. また、中間会計基準等に関連する他の会計基準等のうち用語の置き換えについては、四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発の可否を踏まえ、検討することが考えられる。一方、他の会計基準等における中間会計期間の取扱いについて現行の会計基準等で取扱いが明らかでない項目の取扱いを検討することについては、直ちに検討を行うことが可能であると考えられる。
19. このため、まず、中間会計基準等に関連する他の会計基準等の修正のうち、検討に一定の時間を要すると考えられる中間会計期間の取扱いについて現行の会計基準等で取扱いが明らかでない項目の取扱いについて先に検討を開始することとしてはどうか。

#### **ディスカッション・ポイント**

本資料第2項から第19項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以 上